

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人南足柄市シルバー人材センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を神奈川県南足柄市岩原1016番地1に置く。

(目的)

第3条 センターは、健康で働く意欲を持つ高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務(高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、高齢者の生きがいの充実及び福祉の増進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業(いずれも、雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のための当該就業の確保及び提供(就業日数及び収入の保障は行わない。)
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のための無料の職業紹介
- (3) 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習等
- (4) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- (5) 高齢者の就業に関する調査研究
- (6) 高齢者の就業に関する相談
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

(会員の種類)

第5条 センターの会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 南足柄市に居住するおおむね60歳以上の健康で働く意欲のある者で、センターの目的に賛同して入会したもの
- (2) 特別会員 理事長がセンターの事業運営に必要と認めて推薦し、理事会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 南足柄市に住所又は事務所を有する個人又は団体で、センターの目的に賛同し、事業に協力するために入会したもの

( 入会 )

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

( 会費 )

第7条 正会員又は賛助会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

( 退会 )

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するとき( 特別会員にあっては、第1号に該当するとき ) は、退会したものとみなす。

- (1) 死亡し、又は解散したとき。
- (2) 南足柄市に住所又は事務所を有しなくなったとき。

( 除名 )

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき( 特別会員にあっては、第2号に該当するとき ) は、総会において、正会員及び特別会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) 会費を引き続き1年以上納入しないとき。
- (2) センターの名誉をき損し、又はセンターの設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

( 抛出金品の不返還 )

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金は、返還しない。

### 第 3 章 役 員

( 役員の種類及び選任 )

第11条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事( 理事長、専務理事及び常務理事を含む。 ) 15人以上20人以内
- (5) 監事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

( 役員の仕事 )

第12条 理事長は、センターを代表し、その業務を統括する。

2 専務理事は、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故あるときはその職

務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、センターの業務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、センターの業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

( 役員の任期 )

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 役員の解任 )

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員及び特別会員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2項」とあるのは「第14条第1項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

## 第4章 顧問等及び事務局

( 顧問等 )

第15条 センターに顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役及び参与は、重要な事項について理事長の諮問に応じる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問、相談役及び参与に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

( 事務局 )

第16条 センターの事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 前項に定めるもののほか、事務局長その他の職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

## 第5章 総会

( 総会の構成等 )

第17条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

( 総会の権能 )

第18条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、センターの運営に関し、重要な事項を議決する。

( 総会の開催 )

第19条 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員及び特別会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事が民法59条第4号の規定により招集するとき。

( 総会の招集 )

第20条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員及び特別会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会に日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 理事長は、前条第2項第1号の規定による理事長の議決があった日又は同項第2号の規定による請求があった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

( 総会の議長 )

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員及び特別会員のうちから選任する。

( 総会の定足数 )

第22条 総会は、正会員及び特別会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

( 総会の議決 )

第23条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員及び特別会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

( 総会における書面表決等 )

第24条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した正会員及び特別会員とみなす。

( 総会の議事録 )

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員及び特別会員の現在数

(3) 出席した正会員及び特別会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、出席した正会員及び特別会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第 6 章 理 事 会

### ( 理事会の構成 )

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

### ( 理事会の権能 )

第27条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しないセンターの業務の執行に関する事項

### ( 理事会の開催 )

第28条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

### ( 理事会の招集 )

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の3日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 理事長は、前条第2号の規定による請求があった場合には、請求の日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

### ( 理事会の議長 )

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### ( 理事会の定足数 )

第31条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

### ( 理事会の議決 )

第32条 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### ( 理事会における書面表決 )

第33条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した理事とみなす。

### ( 理事会の議事録 )

第34条 第25条の規定は、理事会の議事録に準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員及び特別会員」とあるのは「理事」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。

## 第7章 資産、事業計画等

### (資産の構成)

第35条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 補助金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

### (資産の管理)

第36条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

### (事業年度)

第37条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第38条 センターの事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始前に総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により年度開始前に収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て収支予算成立の日まで、前年度の収支予算に準じて収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した収支予算の収入及び支出とみなす。
- 4 理事長は、第1項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

### (事業報告及び収支決算書類)

第39条 センターの事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2箇月以内に総会の承認を得なければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第40条 この定款は、総会において正会員及び特別会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

### (解散及び残余財産の処分)

第41条 センターは民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員及び特別会員の4分の3以上の同意を得な

ければならない。

- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得て、センターと類似の目的を有する団体に寄附する。

## 第 9 章 雑 則

(委任)

第42条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

### 附 則

- 1 センターの設立当初の役員は、第 11 条第 1 項第 3 号並びに同条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 4 年 3 月 31 日までとする。
- 2 センターの設立当初の事業年度は、第 37 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 3 年 3 月 31 日までとする。
- 3 センターの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 38 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この定款は、主務官庁の変更認可のあった日（平成 13 年 6 月 1 日）から施行する。

### 附 則

この定款は、主務官庁の認可のあった日（平成 16 年 5 月 25 日）から施行する。

### 附 則

この定款は、主務官庁の認可のあった日（平成 19 年 6 月 13 日）から施行する。